

長野県環境影響評価条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 評価書 (第21条—第22条)</p> <p>第8章～第12章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(評価書の作成等)</p> <p>第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。</p> <p>(2) 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。） 次項及び第3項並びに次条から第22条までの規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類を送付しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、<u>評価書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p>(評価書についての知事の意見)</p> <p>第21条の2 知事は、前条第3項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 (略)</p> <p>第7章 評価書 (第21条・第22条)</p> <p>第8章～第12章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(評価書の作成)</p> <p>第21条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第18条第1項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき（当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。）は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。） 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。</p> <p>(2) 第6条第1項第1号又は第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号に掲げる事項の修正（前号に該当するものを除く。） 次項及び第3項並びに次条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 事業者は、評価書を作成したときは、知事及び関係市町村長に対し、評価書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、知事は、評価書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴くことができる。</p> <p>4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するものとする。</p> <p>5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、当該意見及び第2項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(評価書の再検討及び補正)</p>	
<p>第21条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、<u>評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)</u>は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>(1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。</p> <p>(2) 第6条第1項第1号、第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号又は第21条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 評価書について所要の補正をすること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。</p> <p>2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、評価書の補正をしなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付(補正を必要としないと認めるときは、その旨の書面による通知)を、知事及び関係市町村長に対してしなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、評価書及びこれを要約した書類(同項の通知を受けたときは、当該通知)をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(評価書の公告及び縦覧)</p>	<p>(新設)</p> <p>(評価書の公告等)</p>
<p>第22条 知事は、<u>第21条の2第1項の意見を述べる必要がないと認めるとき又</u></p>	<p>第22条 知事は、前条第3項の評価書及び要約書の送付を受けたときは、評価</p>

改正案	現行																					
<p>は前条第3項の評価書及びこれを要約した書類の送付若しくは同項の通知を受けたときは、評価書（同条第1項第2号又は第2項の規定による補正が行われた場合は、補正後の評価書。以下同じ。）及びこれを要約した書類の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及びこれを要約した書類を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</p>	<p>書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、評価書及び要約書の送付を受けた旨その他規則で定める事項を公告し、評価書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。</p>																					
<p>（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）  第23条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項又は第21条の3第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>（事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続）  第23条 事業者は、第8条の規定による公告が行われてから前条の規定による公告が行われるまでの間に第6条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合（第21条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第6条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。</p>																					
<p>（対象事業の実施の制限）  第26条 事業者は、第22条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第21条第1項、第21条の3第1項又は第23条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。</p>	<p>（対象事業の実施の制限）  第26条 事業者は、第22条の規定による公告が行われるまでは、対象事業（第21条第1項又は第23条の規定による修正があった場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。</p>																					
<p>2～4 （略）</p>	<p>2～4 （略）</p>																					
<p>（法対象事業に係る手続）  第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条（第1項第1号を除く。）の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>（法対象事業に係る手続）  第40条 第30条の2から第32条まで、第42条及び第43条（第1項第1号を除く。）の規定は、法第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第30条の2第1項ただし書</td> <td>評価書</td> <td>法第26条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第14条第1項第6号のウ</td> <td>法第14条第1項第7号のハ</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	第30条の2第1項ただし書	評価書	法第26条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）		第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第30条の2第1項ただし書</td> <td>第14条第1項第6号のウ</td> <td>法第14条第1項第7号のハ</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	(略)	(略)	(略)	第30条の2第1項ただし書	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ
左欄	中欄	右欄																				
(略)	(略)	(略)																				
第30条の2第1項ただし書	評価書	法第26条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）																				
	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ																				
左欄	中欄	右欄																				
(略)	(略)	(略)																				
第30条の2第1項ただし書	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ																				

改正案			現行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	第31条第1項第2号	評価書	法第21条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）
第31条の2第1号	第30条の2第1項ただし書	第40条第1項において準用する第30条の2第1項ただし書	第31条の2第1項第1号	第30条の2第1項ただし書	第40条第1項において準用する第30条の2第1項ただし書
第31条の2第2号及び第32条第1項第1号	第14条第1項第6号のイ	法第14条第1項第7号のロ	第31条の2第1項第2号及び第32条第1項第1号	第14条第1項第6号のイ	法第14条第1項第7号のロ
第31条の2第2号	前号	第40条第1項において準用する前号	第31条の2第1項第2号	前号	第40条第1項において準用する前号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2～16 (略)			2～16 (略)		